

徳島県告示第五百三十四号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

|                    |         |                             |
|--------------------|---------|-----------------------------|
| 測量の種類              | 測量をする地域 | 測量をする期間                     |
| 基本測量（電子基準点付属標取付観測） | 三好市     | 令和二年九月一日から<br>令和二年十二月三十一日まで |